

坂城町耐震改修促進計画 (第IV期)

令和 8(2026)年4月 決定

長野県 坂城町

目 次

はじめに

1 計画の目的.....	1
2 本計画の位置付けと他の町計画との関係	1
3 計画期間等	2
4 耐震化の必要性.....	3
5 本計画の対象とする建築物	5
第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
1 想定される地震の規模、想定される被害の状況	6
2 耐震化の現状.....	14
3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定.....	17
4 公共建築物の耐震化の目標.....	18
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	19
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	20
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備.....	21
4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	22
5 地震発生時に通行を確保すべき道路	23
6 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	23
7 地震被害からのリスクを低減するための方策や日頃からの災害への備え	23
第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
1 地震被害想定等の周知.....	24
2 相談体制の整備及び情報提供の充実.....	24
3 パンフレットの作成・配布及びセミナー・講習会に関する情報提供.....	24
4 リフォームに併せた耐震改修の誘導	24
5 自治区等との連携	25
6 耐震改修促進税制等の周知.....	25
第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携	
1 法による指導等の実施.....	26
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携.....	26
第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
1 関係団体による協議会との連携	27
2 その他	27
別表1(多数の者が利用する一定規模以上の建築物)	28
別表2(要緊急安全確認大規模建築物)	29

1 計画の目的

町内の建築物の耐震性能を確保するため、既存建築物の耐震診断、耐震改修を促進することにより、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として、令和8年3月に坂城町耐震改修促進計画（第Ⅳ期）（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 本計画の位置付けと他の町計画との関係

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の市町村耐震改修促進計画として、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国基本方針」という。）及び「長野県耐震改修促進計画（第Ⅳ期）」（以下「県計画」という。）に基づいて策定するものです。

また、坂城町第6次長期総合計画、坂城町地域防災計画等、町における他の計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。（図-1）

(1) 「坂城町第6次長期総合計画」（後期基本計画）

「坂城町第6次長期総合計画（後期基本計画：令和8年度～令和12年度）」においては、「ウェルビーイング（well-being）」の理念をまちづくり施策に取り入れ、「このまちで暮らしてよかった」と感じるとともに、笑顔があふれ、幸せを実感できるまちづくりに取り組むこととしています。

特に、災害に強いまちづくりの取組として、地震による住宅の倒壊などの被害から住民の生命と財産を保護し、二次災害の発生を防止するため、県と連携して住宅の耐震診断、耐震補強を計画的に進めることとしています。

(2) 「坂城町地域防災計画」

坂城町地域防災計画（震災対策編 第1章 災害予防計画 第18節 建築物災害予防計画）において、「建築物の防災性を高め、災害から町民の生命、財産を保護し、円滑な応急対策を実施するための予防対策を講ずる。」ことを定めています。

具体的な取組として、以下の2点を掲げています。

- 1 防災上重要な拠点になる公共施設の予防対策を実施する。
- 2 一般建築物の防災性を高めるための指導、施策の実施に努める。

(3) 「坂城町国土強靱化地域計画」

「坂城町国土強靱化地域計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）」において、「第3章 取り組むべき事項」の中で、地震や水害から命と暮らしを守る建物等の強靱化を3つの重点項目の一つとして、住宅・建築物の耐震化を促進することとしています。

SDGsの推進

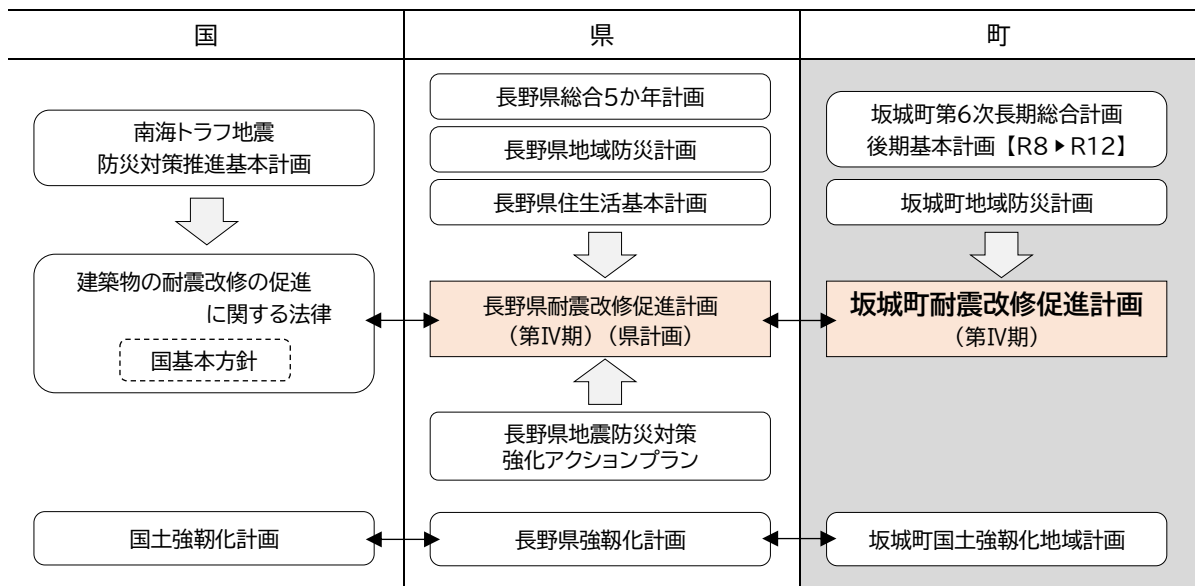
SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」による令和12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(具体的な目標)から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを目指しています。

町では、「坂城町第6次長期総合計画」をはじめ、各種計画や施策・事業をSDGsの目標と関連付け、町の取組を通じてSDGsの目標達成に寄与しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画は、17の目標のうち、目標11 住み続けられるまちづくりを、目標13 気候変動に具体的な対策を、目標17 パートナーシップで目標を達成しように関連付けられるものです。



(図-1) 坂城町耐震改修促進計画の位置付け

3 計画期間等

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、前計画を継承しつつ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組を行います。

【参考】 坂城町耐震改修促進計画	計画期間：平成20年度～平成27年度
坂城町耐震改修促進計画(第Ⅱ期)	計画期間：平成28年度～令和2年度
坂城町耐震改修促進計画(第Ⅲ期)	計画期間：令和3年度～令和7年度

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、平成28年4月の熊本地震では、同一地域において約28時間の間に震度7の地震が2度発生し、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊するなどの被害が生じました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和7年7月中央防災会議決定)において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊焼失棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置付けられています。

(4) 法改正等について

ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、法改正が行われました。この改正により、

(ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

(イ) 建築物に関する指導等の強化として、

a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、法改正が行われました。

この改正により、

(ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

(イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、法施行令第4条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法や国基本方針及び県計画においても耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照。以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物（緊急輸送道路等沿道建築物）

(3) 要安全確認計画記載建築物

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表2参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では町の建築物を対象としています。

また、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)イ及びウ、(3)並びに(4)に関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生が想定される地震が報告されています。(表1-1、図1-1)

また、地震調査研究推進本部^{※1}によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川-静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています。(表1-2)

(表1-1) 想定地震等の概要

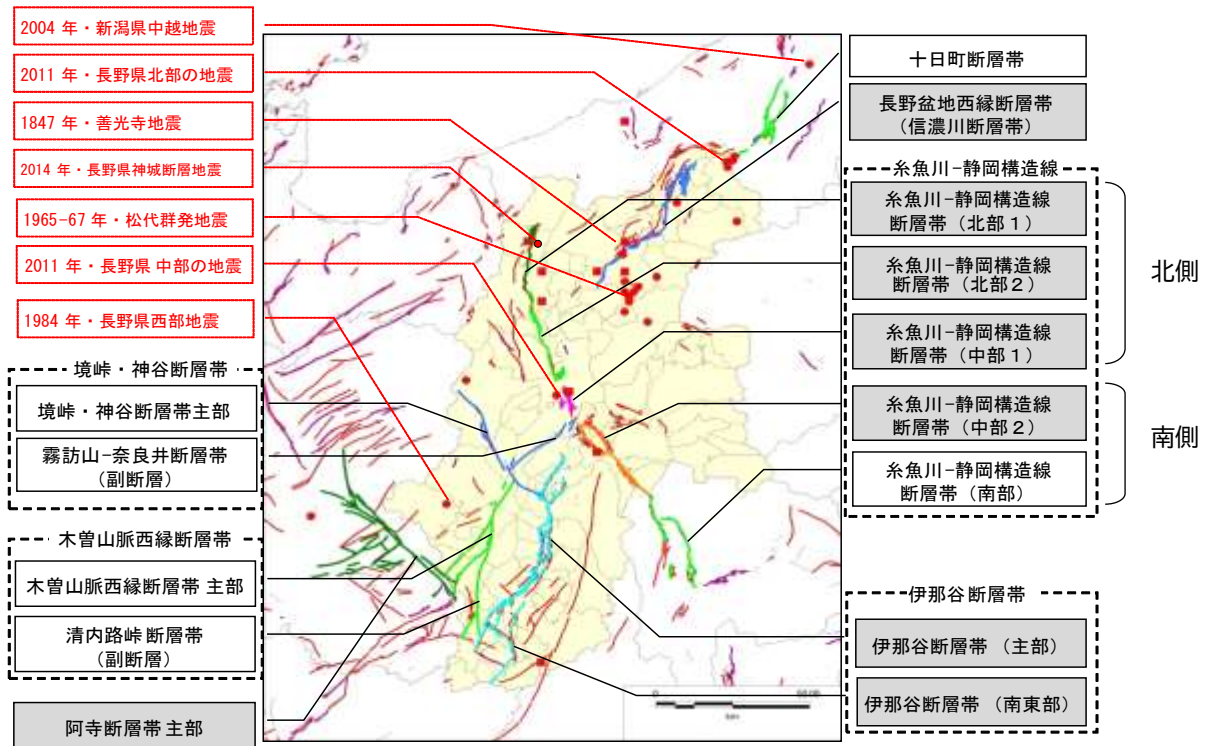
種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					Mj	Mw	
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース	
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	-	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース

(注) 気象庁マグニチュード(Mj)とモーメントマグニチュード(Mw)について

断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(Mj)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。

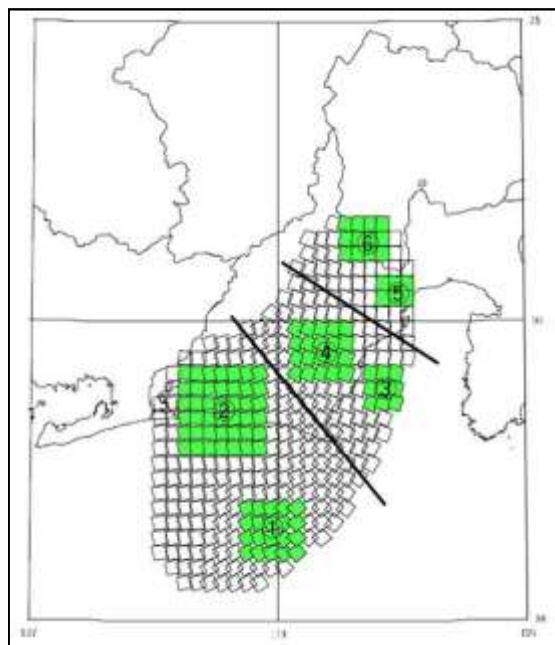
M4~M8の海溝型地震ではMw=Mjであることから、これを外挿してMjを求めている。

※1 地震調査研究推進本部 地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関
本部長(文部科学大臣)と本部長(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されている。



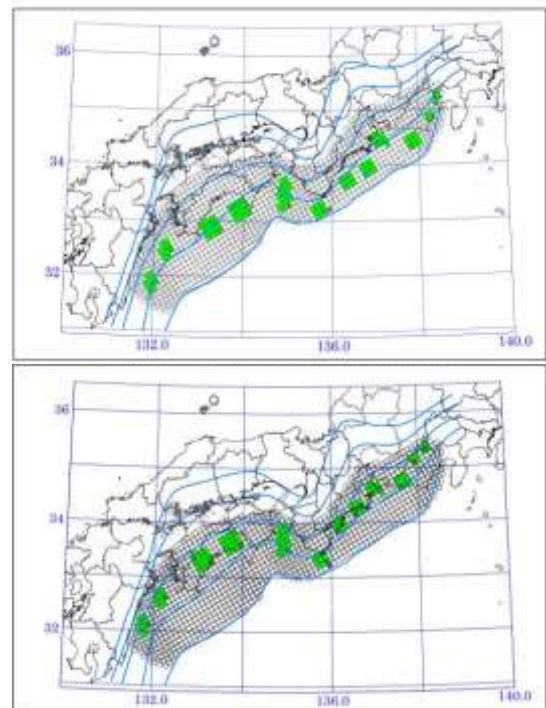
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層(活断層研究会、1991)	■	長野県(2002)の対象地震(活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布(出典:第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□: 小断層 ■: 強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2) 想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル
内閣府(2012)(上図:基本ケース、下図:陸側ケース)

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震※2名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※4)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部)	(全体)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側)諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震が発生してもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 20~50% (BPTモデル) 60~90% (すべり量依存BPTモデル) (地震調査研究推進本部)	(基本ケース)飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース)飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

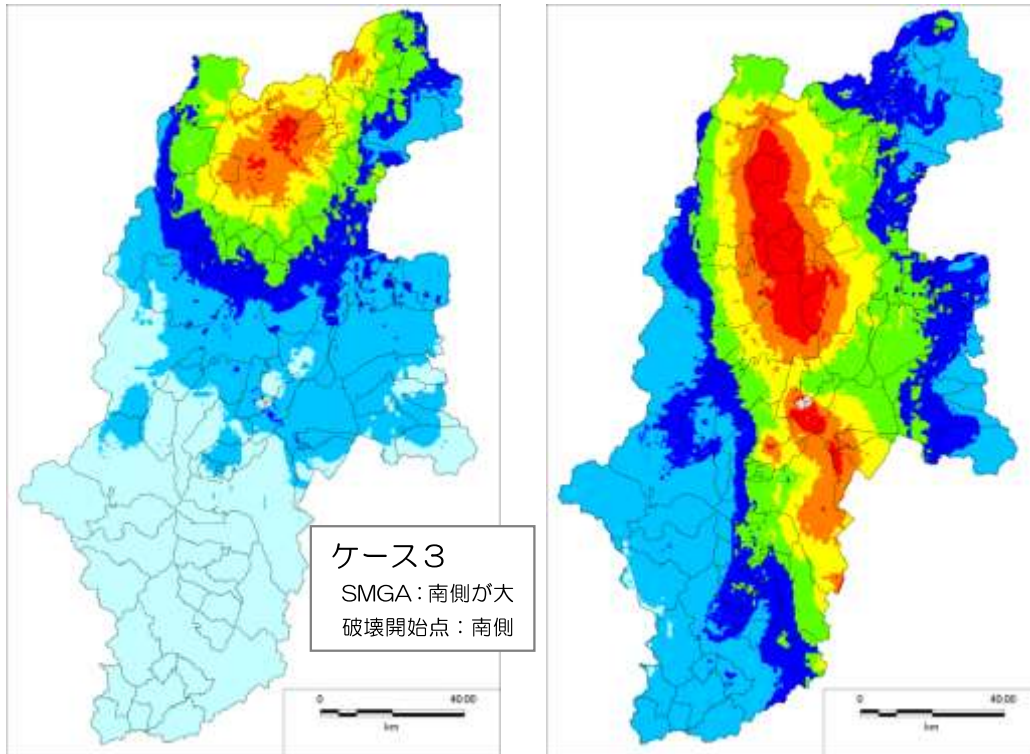
※2 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 R7.10地震調査研究推進本部による。

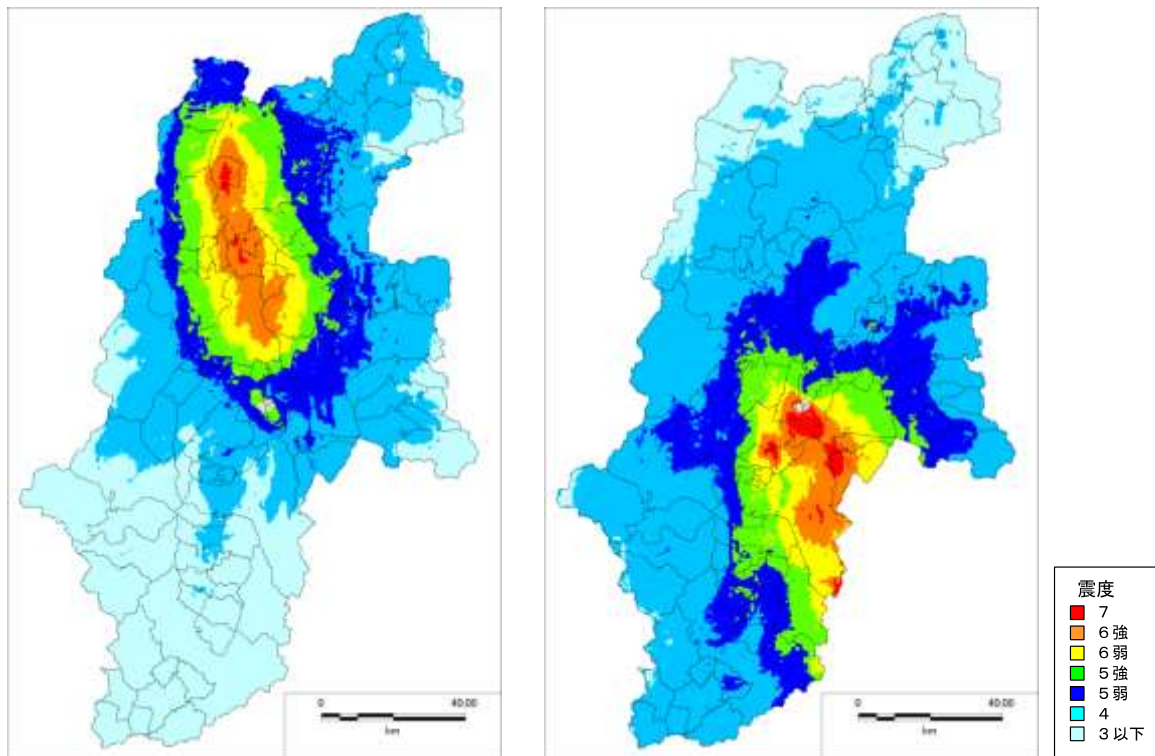
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4から図1-13のとおりとなります。

(1) 内陸型(活断層型)地震の地表震度分布^{※5}



(図1-4)長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布

(図1-5)糸魚川—静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体：Mj8.5)

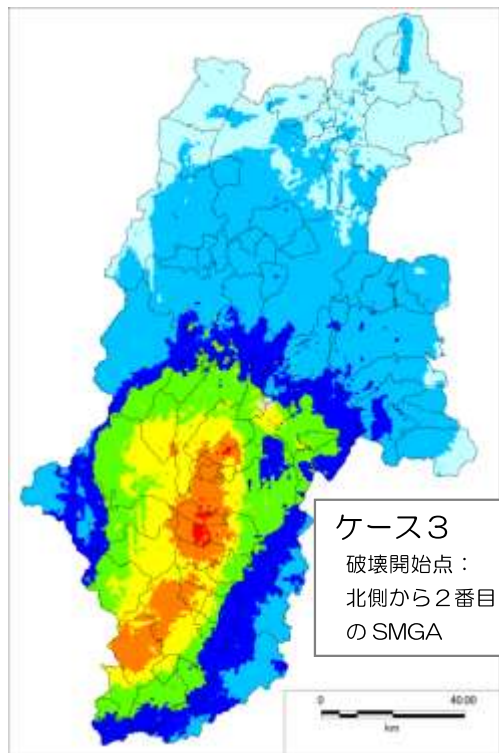


(図1-6)糸魚川—静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側：Mj8.0)

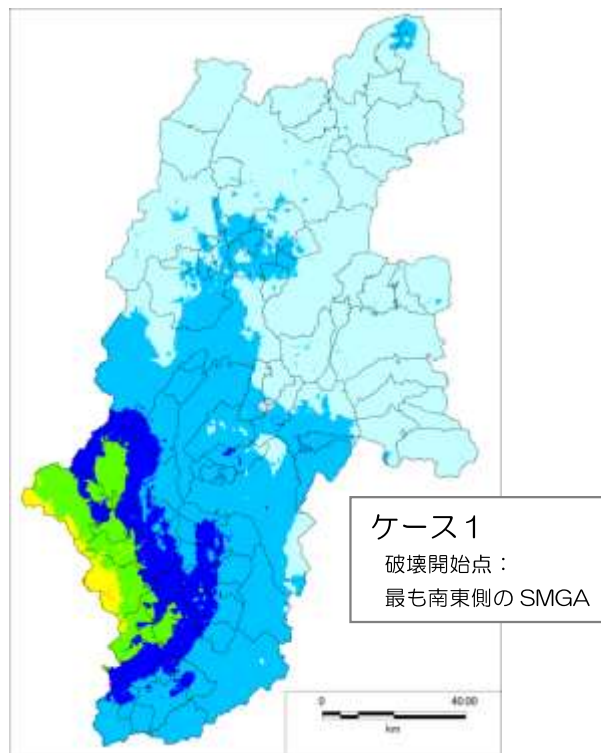
(図1-7)糸魚川—静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側：Mj7.9)

※5 建築物被害が最大のケースを示す。

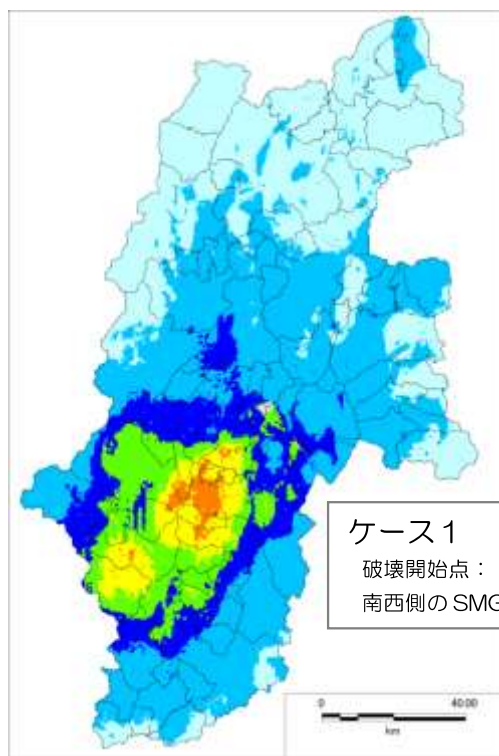
第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標



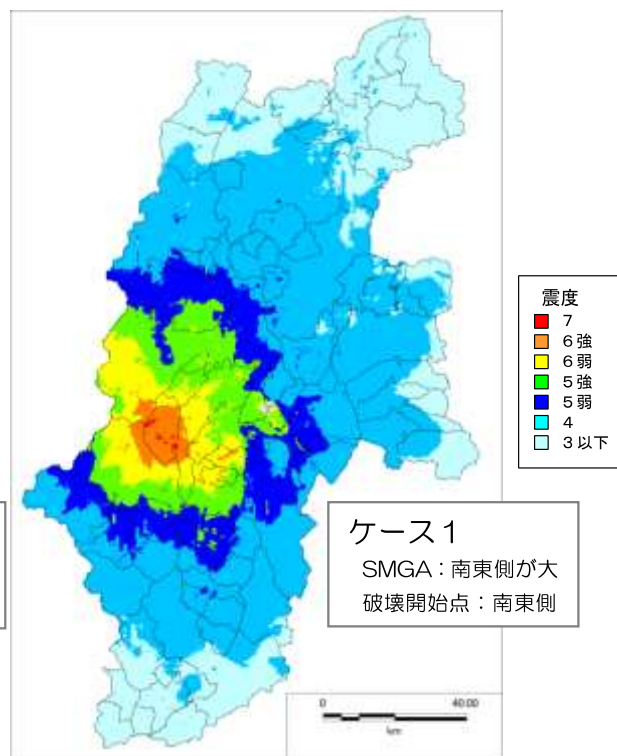
(図1-8) 伊那谷断層帯(主部)
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9) 阿寺断層帯(主部南部)
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



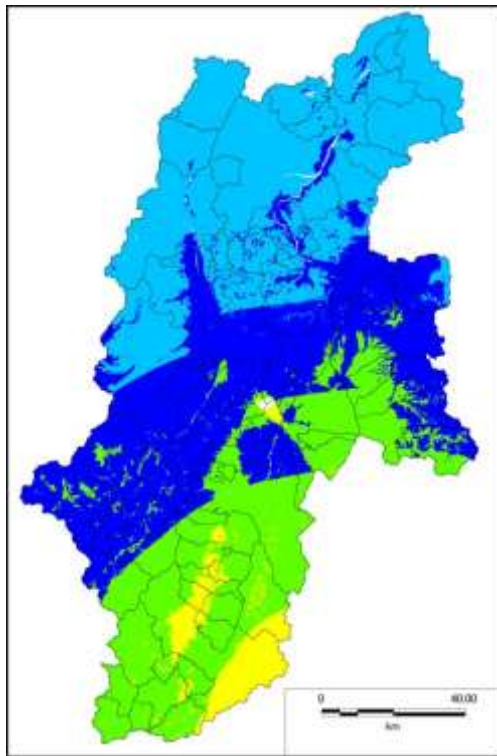
(図1-10) 木曾山脈西縁断層帯
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布



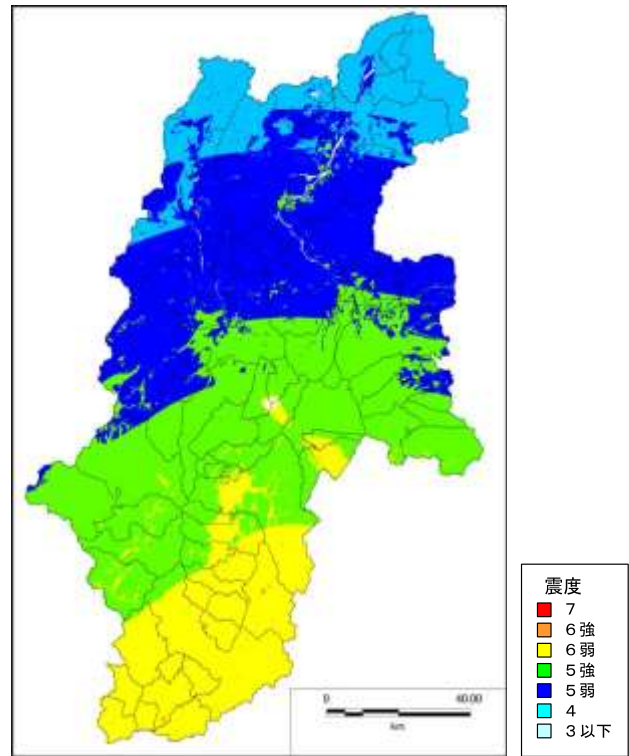
(図1-11) 境峠・神谷断層帯
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布



(2) 海溝型地震における地表震度分布※6



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布

※6 経験的手法のみを掲載

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、長野県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3) 被害想定(建物被害)

(単位:棟)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	-	冬18時	強風時	97,940	103,450
		北側	-	冬18時	強風時	11,770	24,390
		南側	-	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	17,540	42,600
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	140	700
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460	
海溝型地震	想定東海地震		-	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)		-	-	-	700	4,500
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)		-	-	-	3,100	23,000

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

※ 南海トラフ巨大地震は、「南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定について」(令和7年3月)より抜粋(以下同じ)。

(表1-4) 被害想定(人的被害)

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
	糸魚川-静岡構造線 断層帯の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯(主部)の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260	
海溝型地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)		— (—)	1,400 (1,400)	—	5,500
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)		80 (70)	6,300 (6,200)	—	25,000

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

※ 観光客を考慮した場合

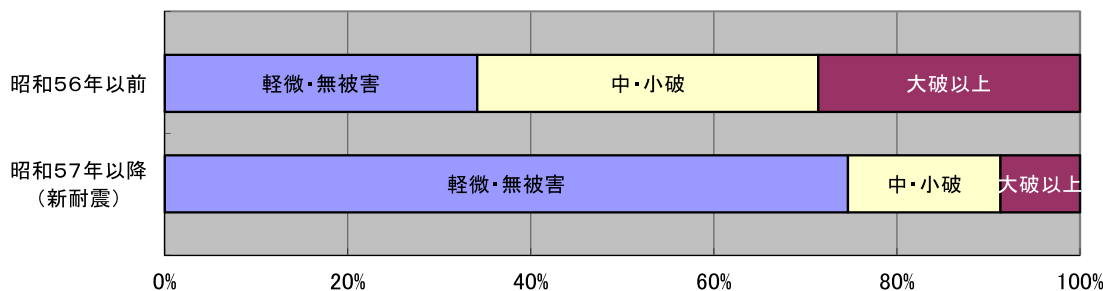
※ ()内は建築物倒壊による死者数等

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました(昭和56年6月1日施行、新耐震基準)。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建設されたもの(旧基準による)について被害が大きかったことがわかっています(昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建設したものでは約2/3に達しています。)

【阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況】



(出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告)

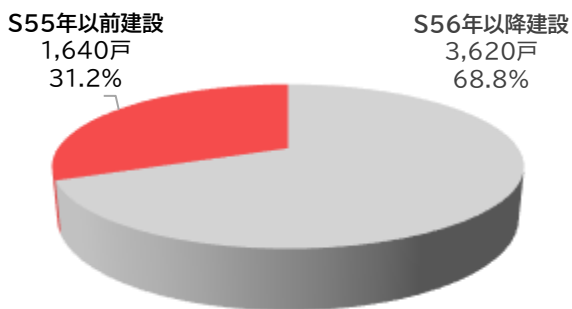
(2) 住宅

ア 建設時期別の住宅の状況等

「住宅・土地統計調査」及び町の固定資産課税台帳を基にした推計では、町内の住宅総数は5,260戸、昭和55年以前に建設された住宅は1,640戸で、全体の31.2%を占めています。

(表1-5)

【建設時期別 住宅の戸数】



(表1-5) 建設時期別住宅戸数 (単位:戸)

住宅総数	5,260
うち昭和55年以前建設	1,640
~S45	760
S46~S55	880
うち昭和56年以降建設	3,620
S56~H2	810
H3~H12	870
H13~	1,940

(住宅・土地統計調査及び町固定資産課税台帳を基にした推計による)

※ 昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直された(新耐震基準)ため、昭和56年以前と昭和57年以降で分ける必要があるが、「住宅・土地統計調査」が5年ごとに実施されており、昭和55年と昭和56年で分かっているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用している。また、「平成30年住宅・土地統計調査」以降、町単独の住宅戸数の調査結果が得られなくなったため、長野県全体の調査結果から推計された住宅戸数に町固定資産課税台帳の住宅戸数も勘案して推計を行った。

町では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成19年度から、「木造住宅耐震診断事業」及び「木造住宅耐震補強事業」(補助事業)を実施してきました。(表1-6)

(表1-6) 耐震診断・改修の実績

(単位:戸)

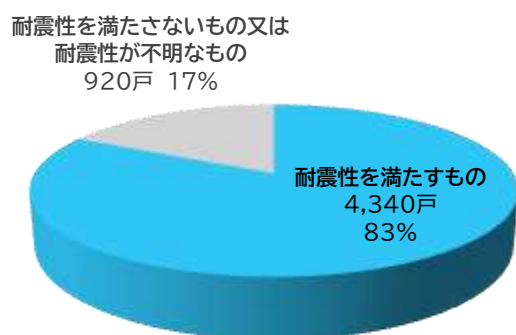
区 分		~H27	H28-R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
住 宅	耐震診断	200	28	4	3	4	12	5	256
	耐震改修	12	3	0	0	1	0	3	19
避難施設	耐震診断	16	1	0	0	0	0	0	17

※ 町の支援事業により実施した件数。平成25年度以前の簡易耐震診断の実施件数を含む。

イ 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると4,340戸となり、町内における住宅の耐震化率は、現状(令和5年時点)で約83%と推計されます。(表1-7)

【住宅における耐震化率の現状】R5



(表1-7) 住宅における耐震化率の現状 (単位:戸)

住 宅 総 数 (a)	5,260
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	4,340
耐震化率 (c=b/a)	約83%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	3,620
昭和55年以前に建てられたもの (e)	1,640
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	500
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	220
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	920

(住宅・土地統計調査及び町固定資産課税台帳から推計)

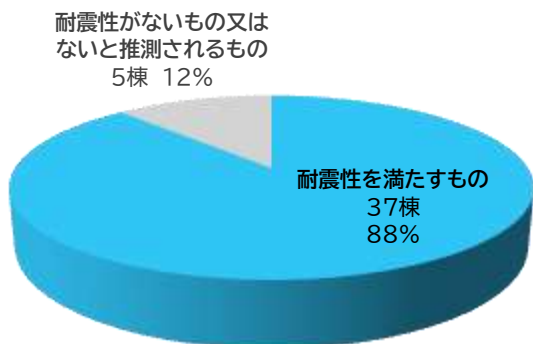
(3) 多数の者が利用する建築物

町内に、多数の者が利用する建築物(別表1に該当するもの)は42棟あります。このうち昭和56年以前に建築されたもの12棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの7棟に昭和57年以降に建築されたもの30棟を加えた、37棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は現状で約88%となっています。(表1-8, 1-9)

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(表1-8) 多数の者が利用する建築物における耐震化率の現状(単位:棟)

【多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状】R7



多数の者が利用する建築物 総数(a)	42
耐震性を満たすもの(b=d+f)	37
耐震化率(c=b/a)	約88%
昭和57年以降に建てられたもの(d)	30
昭和56年以前に建てられたもの(e)	12
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの(f)	7
耐震性がないもの又はないと推測されるもの(g)	5

(表1-9) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所(庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校(幼稚園を除く)、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場、共同住宅(賃貸)等	
令和7年における棟総数(a)	1	9	0	6	26	42
耐震性を満たすもの(b=d+f)	1	9	0	6	21	37
耐震化率(c=b/a)	100%				約81%	約88%
昭和57年以降に建築された棟数(d)	1	4	0	6	19	30
昭和56年以前に建築された棟数(e)	0	5	0	0	7	12
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの(f)	0	5	0	0	2	7
耐震性がないもの又はないと推測されるもの(g)	0	0	0	0	5	5

(4) 公共建築物(町有施設)

町有施設のうち、多数の者が利用する建築物で災害時に拠点となる施設(表1-9)は10棟あります。このうち、昭和56年以前に建築された4棟については、前計画期間までに耐震改修が完了し、昭和57年以降に建築された6棟を併せて、10棟全て耐震性を有していると考えられます。

3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定

国基本方針において、住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。国基本方針や県計画、想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和12年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を92%とします。

イ 多数の者が利用する建築物の目標については、耐震性が不十分なものをおおむね解消することとします。

(1) 住宅(目標を達成するための耐震化の方向性)

今後においても、住宅の老朽化等に伴う建替えや除却(以下「建替え等」という。)により、耐震性が不十分な住宅が減少すると予想されるため、住宅全体における耐震化率は向上します。

県が国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計(2024年推計)」を基に推計した令和12年時点の県内の住宅の総戸数は827,700戸であり、令和5年時点の推計総戸数824,700戸から約0.36%増加する見込みとなっています。町の住宅戸数が、県と同様の増加率で推移すると仮定すると、令和12年における町内の住宅の総戸数は、5,280戸と推計できます。

また、現状のペースで住宅の建替え等が行われると仮定した場合、令和12年時点の耐震性が不十分な住宅は610戸、耐震化率は約88%と推計されます。目標である92%を達成するためには、この耐震性が不十分な住宅を約440戸とする必要があります、そのために既存木造住宅の耐震改修、建替え等を促進していきます。

(2) 多数の者が利用する建築物(目標を達成するための耐震化の方向性)

多数の者が利用する建築物は、前計画期間内において、公共建築物の耐震化、除却が進捗したことにより、耐震化率が上昇しました。今後も、更なる安全・安心の確保のため、関係機関と連携し、耐震化の啓発と促進に取り組みます。

4 公共建築物の耐震化の目標

公共建築物の耐震化については、利用者の安全確保に加え、災害時に被害情報の収集や災害対策指示、避難場所等として活用、災害による負傷者の治療を行うなど、応急活動の拠点として活用されます。このため、防災対策上の観点から耐震化を計画的に進める必要があります。

(1) 町有施設の耐震化の方向性

町有施設のうち、多数の者が利用する建築物で災害時に拠点となる施設については、耐震化が完了しました。

その他の町有施設(町営住宅を除く。)については、計画的に耐震診断や耐震改修、施設の複合化による用途廃止、除却を進めます。

(2) 公営住宅(町営住宅)の耐震化の現状と方向性

町有施設のうち町営住宅は、7団地、203戸、47棟を管理しています(令和7年度現在)。

このうち、昭和57年以降に建築された22棟(3団地)に、昭和56年以前に建築された簡易耐火低層住宅19棟を加えた41棟について、耐震性を有すると考えられ、耐震化率は約87%となっています。

昭和56年以前に建築された住宅については、今後「坂城町公営住宅等長寿命化計画」に沿って、集約化による住宅の用途廃止、除却を進めていきます。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

耐震化を推進するためには、住宅や建築物の所有者が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者の取組をできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとします。

(1) 耐震化の推進のための役割分担(図2-1)

ア 住宅や建築物の所有者

旧耐震基準で建築された住宅の所有者が高齢化している現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は十分に進んでいない状況にあります。住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化、防災対策を自らの問題又は地域の問題として捉え、公的支援や耐震改修工事の減税制度を活用しながら、住宅の耐震診断や耐震改修等の対策に積極的に取り組むことが必要です。

また、大規模地震により被害を受けた場合には、住宅の修復や家財の購入など生活の再建に多額の費用が掛かりますが、公的な支援や義援金だけでは十分とはいえないので、地震保険・共済へ加入することも必要です

イ 建築関係団体等

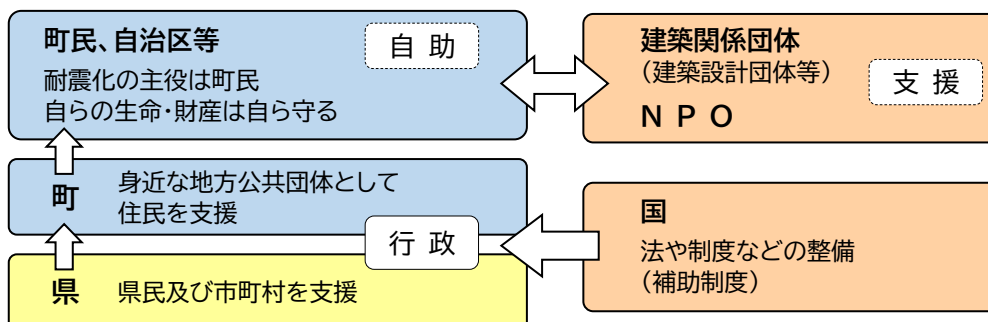
建築団体やNPOにあっては、町民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。特に、住宅所有者の費用負担低減のために低コスト工法を活用する設計者や施工者の育成、地域課題に適した設計を行う設計者の育成が必要になります。

ウ 町

町は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むよう所有者の防災意識の啓発を図るとともに、県や関係団体等と連携しながら地域の実状に応じた支援制度を構築し、所有者が耐震改修を行いやすい環境の整備に努めます。

エ 県

県は県計画において、所有者や市町村をできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することとしています。



(図2-1) 耐震化の推進のための役割分担

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅に関する支援

ア 補助事業等の実施

町においては、住宅の耐震化を促進するため、平成19年度から、「木造住宅耐震診断事業」及び「木造住宅耐震補強事業」(補助事業)を実施してきました。

引き続き、国、県の支援策を活用しながら、町内の既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修等に対する支援に取り組みます。(表2-1)

また、所有者が耐震改修等を行う上での負担軽減のため、施工業者が補助金を受け取る代理受領制度等、住宅所有者のニーズを踏まえながら耐震改修支援制度の在り方についても検討していきます。

(表2-1) 事業の概要(令和7年度現在)

区分	耐震診断	耐震改修
対象建築物	昭和56年以前の木造戸建て住宅	昭和56年以前の木造戸建て住宅 (耐震性のない住宅)
助成内容	町が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震改修工事に要する経費に助成
補助限度額	8.8万円/戸	工事費の8割 又は 115万円/戸
負担割合	国：1/2 県：1/4 町：1/4	

イ アクションプログラムの策定による取組

耐震化の重要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、「坂城町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)を策定し、耐震診断や耐震改修を実施していない所有者等を対象とした啓発に取り組みます。

ウ 安価な耐震改修工法等の普及

住宅の耐震改修を行いやすくするためには、費用負担低減のための低コストかつ簡易な工法などが求められており、「長野県建築物構造専門委員会」により評価された、新たに開発された耐震改修工法(耐震金物)等(表2-2)の周知に取り組みます。

(表2-2)長野県建築物構造専門委員会で評価された耐震改修工法等(R7.4.1現在)

(一財)日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法
愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法
その他の耐震改修工法等 3件

エ 建替え等の促進

耐震改修への誘導だけでなく、旧住宅の建替え、除却等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は40年以上の築年数となっているため、所有者のニーズに応じて、建替えや住替えに係る県の施策等とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

(2) 特定既存耐震不適格建築物等に関する支援

住宅に加え、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、県と連携しながら、今後、耐震診断等に関する支援制度を検討します。

(3) 避難所に関する支援

災害時の避難所として「坂城町地域防災計画」で指定された施設等の耐震化に対し支援していきます。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図られるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1) 所有者等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、従来の啓発パンフレットの配布や広報紙の活用、ホームページ等による周知のほか、所有者へのダイレクトメールや個別訪問等により耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取組を推進します。

また、耐震改修の実例集、耐震改修工法、耐震改修促進税制等に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談窓口において、住民からの相談に対応してまいります。

(3) 専門家の育成と活用

ア 耐震診断士

県では、耐震診断等に関する知識、技術を修得するための「長野県木造住宅耐震診断士養成講習会」等を実施し、受講修了者を名簿に登録して耐震診断等の業務を行っており、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施しています。(R7.3.31現在 登録者数2,600名)

町の木造耐震診断事業においては、県の名簿に登録された耐震診断士による耐震診断を実施します。

イ 改修事業者等

町内事業者に対し、県が実施する木造住宅の耐震改修に関わる大工、工務店、建築士等を対象とした「木造住宅耐震リフォーム達人塾」講習会等を周知し、受講を促進するとともに、住宅所有者が容易に施工者を探せるよう、講習を履修した事業者について、住民へ情報提供を行います。

(R7.3.31現在 県内の耐震改修事業者の公表数 444事業者)

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時には、ブロック塀や擁壁が転倒し、その下敷きになり死傷者が発生するおそれがあります。

今後も建築物防災週間等の機会を通じて、通学路等を中心に危険箇所の点検・指導を進めるとともに、ブロック塀の撤去費用の補助制度により、老朽化したブロック塀の撤去を促進します。

また、県及び町の相談窓口において、所有者向けの安全点検チェックポイントによる技術面の助言等により、地域住民が自ら地域内の危険箇所の点検を行う活動を支援します。

(2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された住宅への対応

平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組工法の木造住宅について、県と連携し、耐震性能の検証が適切に行われるよう、所有者等に対して周知し、その対策の実施を促していきます。

(3) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も非構造部材の地震対策について、県と連携して啓発に努めます。

(4) エレベーターの閉じ込め防止対策等

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールが変形する事例が多数発生しました。通常時の維持管理体制に加えて地震対策を講じるよう、県と連携して啓発に努めます。

(5) その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するためには、建築物が倒壊しないだけでなく、建築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策など、建築設備の耐震対策を周知・促進します。

(6) 宅地の耐震対策

宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域に関し、住民に広く情報提供するとともに、宅地の耐震対策を周知・促進します。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

県計画において、法第5条第3項第3号に基づき建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として指定された、「長野県地域防災計画」に定められた緊急輸送路(1次～3次)は、町内には7路線(表2-3)あり、その沿道建築物の耐震化を県と連携して推進します。

また、「坂城町地域防災計画」において、今後、緊急輸送路として指定された路線についても、法第6条第3項第2号に規定する道路として耐震化の促進に取り組むこととします。

また、法第6条第3項第1号に基づく耐震診断を義務付ける道路の指定については、県、関係機関と調整の上、検討を行うこととします。

(表2-3)長野県地域防災計画に定められた町内緊急輸送路(1次～3次)

路線名	延長(km) ※上信越自動車道を除く。	
	都市計画 用途指定 地域	
上信越自動車道 国道18号 国道18号上田坂城バイパス 県道(主)長野上田線	都市計画 用途指定 地域	6.4
県道(主)坂城インター線 町道A05号線(国道18号BP～県道長野上田線) 町道0044号線(国道18号～坂城町役場)	都市計画 用途指定 地域外	7.0

6 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、安全な住宅への建替えや移転による耐震化に向け、国、県の支援策(災害危険住宅対策事業等)の活用について検討を進めます。

7 地震被害からのリスクを低減するための方策や日頃からの災害への備え

最終的には住宅全体の改修を想定しつつ、当面の措置として、耐震基準に満たない水準で補強する段階的な耐震改修工事の支援等について検討するとともに、県と連携し、感震ブレーカー設置促進、地震保険・共済への加入促進等を実施します。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

県・建築団体と連携し、耐震対策への意識啓発と耐震化の必要性について理解を深めるよう住宅・建築物の所有者への啓発の強化を行うものとします。

1 地震被害想定等の周知

所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題として捉え、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取組に活用することができるよう、国、県と連携し、地震に関する被害想定等を周知していきます。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

県の建設事務所建築担当課及び町の相談窓口において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、チラシの配布や広報誌、パンフレット、ポスター、ホームページ等を活用し、耐震化に関する情報を発信していきます。

さらに、住宅所有者への直接的な情報提供がより有効であることから、耐震診断未実施の所有者に対するダイレクトメール等による啓発を行うとともに、耐震診断をした所有者に対しては、診断結果報告時等の機会を捉え、耐震改修の補助制度の案内と併せて、改修事業者リストの提示、改修費用の目安の提示等を行います。

3 パンフレットの作成・配布及びセミナー・講習会に関する情報提供

耐震診断や耐震改修に対する補助事業や改修事例等を含めた各種パンフレット等による耐震化に関する啓発を行います。

また、自治区等の求めに応じて県が実施する、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明する出前講座、出張講座も活用して、住民に対する啓発を行います。

4 リフォームに併せた耐震改修の誘導

内外装の改修や水回りの更新、省エネ改修、バリアフリー改修等の各種リフォーム工事や、空き家の利活用時に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的です。町のリフォーム補助事業や空き家対策事業と併せて情報提供を行い、各種リフォームに併せた耐震改修へと誘導します。

5 自治区等との連携

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、県と連携し、自治区や自主防災組織に対して啓発や必要な支援を行います。

また、旧耐震基準で建築された住宅の所有者が高齢化したことも踏まえ、福祉関係機関と連携した普及啓発にも努めます。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用から市町村が交付した補助金を差し引いた額の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和7年9月現在）。

こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、併せて周知を行います。

また、高齢者世帯の居住する住宅の耐震改修を促進するため、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの周知等を行います。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法による指導等の実施

県計画において、所管行政庁（長野県。以下同じ。）は、全ての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者に対しては必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うものとしています。町では、これらの建築物の耐震化を促進するため、県と連携して対応します。（表4-1）

（表4-1）法による指導

区分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法	特定既存耐震不適格建築物 （法第14条、法15条第1項）	特定既存耐震不適格建築物 （法15条第2項）	特定既存耐震不適格建築物 （法15条第2項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合
	一定の既存耐震不適格建築物 （法第16条第1項、第2項）	-	-	-

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- （1） 指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。
- （2） 指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。
- （3） 公表は、公報やホームページ、各建設事務所等へ掲示することにより行います。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

県計画においては、所管行政庁が法第12条第3項又は第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物について、特定行政庁（長野県。以下同じ。）は、建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされています。

同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物について、特定行政庁は、建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされています。

町は、これらの勧告又は命令等の実施に関し、必要に応じて、特定行政庁と連携して対応します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会との連携

本計画を実施するに当たり、建築関係団体による長野県木造住宅耐震診断推進協議会や事業者団体等とも連携を図りながら、耐震化の的確な実施を推進します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、計画終了年次に事後評価を行うこととします。

別表1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

用途	規模 (指導・助言対象)	参考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗		
ホテル又は旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎 又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ2,000㎡以上	
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する サービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成 する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は 駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物		

別表2（要緊急安全確認大規模建築物）

※耐震診断義務付け対象建築物(旧耐震基準で建築)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター	
その他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物